

○青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成16年12月27日条例第37号

改正 平成18年12月20日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 青梅市長または青梅市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

2 市長等は、前項の公募を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 公の施設の名称、所在地、設置目的、規模その他の概要
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 申請ができるものの資格
- (5) 申請に必要な書類
- (6) 申請期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(申請)

第3条 団体は、前条第2項第6号の申請期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 管理を行おうとする公の施設にかかる指定期間における事業計画書および収支予算書（以下「事業計画書等」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請を受けたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 公の施設について市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。

(候補者選定の特例)

第5条 市長等は、当該公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために特に必要があると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体（以下「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。第3条の規定による申請がなかった場合または前条に該当するものがなかった場合も同様とする。

2 前項の規定により候補者を選定する場合においては、市長等は、あらかじめ事業計画等について出資団体等と協議し、前条各号に照らし総合的に判断する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、前2条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。

3 指定管理者の指定には、当該公の施設の管理上必要な条件を付することができる。
(指定期間)

第7条 指定期間は、5年以内とする。

2 市長等は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、5年を超え指定することができる。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けたものは、市長等と、公の施設の管理に関する次の各号に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 管理の基準に関する事項

(3) 管理にかかる業務の内容に関する事項

(4) 指定管理者に支出する管理にかかる費用に関する事項

(5) 事業報告書の作成および提出に関する事項

(6) 業務報告の聴取等に関する事項

(7) 管理に当たって保有する個人情報の保護および情報の公開に関する事項

(8) 指定の取消しおよび業務の停止命令に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成および提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況および利用状況

(2) 管理にかかる経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務および経理の状況に関し定期に、または必要に応じて報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる。

(兼業の禁止)

第11条 法第92条の2、第142条（法第166条第2項において準用する場合を含む。）および第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2および第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第12条 指定管理者は、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）の趣旨に

もとづき、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、改ざん、滅失およびき損の防止その他の保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の行う公の施設の管理の業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者は、当該公の施設の管理にかかる情報を適正に管理しなければならない。

(指定の取消し等)

第13条 市長等は、指定管理者が法令、指定管理者が管理する公の施設にかかる条例またはこの条例に違反したとき、第10条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において準用する。

(原状回復の義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）または前条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかに、その管理しなくなった施設および設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第15条 指定管理者は、故意または過失によりその管理する施設もしくは設備を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月20日条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する収入役については、その者が在職する期間に限り、この条例による改正後の（中略）青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（中略）の規定にかかわらず、なお従前の例による。